

監事監査規程

(目的)

第1条 本規程は、NPO 法人 Gift（以下「当法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほか、本規程に基づきこれを行う。

(基本理念)

第2条 監事は、当法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与する。

(職務)

第3条 監事は、定款第14条第5項に定める職務を行う。

(理事等の協力)

第4条 理事及び職員（以下「理事等」という。）は、法令、定款及び本規程に定める監事の業務遂行に協力するものとする。

2. 理事及び理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

(監査の実施)

第5条 監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 当法人の運営又は事業の実施に係る重要な文書
- (2) 重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
- (3) 役員による利益相反行為
- (4) 財産の状況
- (5) 経理規程第36条に規定する決算書類
- (6) その他法令、定款又は内部規程に定める事項

2. 監事は、前項に規定する監査を行う上で必要があるときは、理事等に対して事業の報告を求め、又は当法人の業務執行若しくは財産の状況の調査をすることができる。

(会議への出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

2. 監事は、理事会に出席できなかった場合には、出席した理事に対し、その審議事項についての報告又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
3. 監事は、理事会のほか、前条第1項各号に定める内容に関係する会議が開催される場合は、当該会議に出席し、意見を述べるることができる。

(理事会への報告等)

第7条 監事は、理事等が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

2. 前項に規定する場合において、監事は、必要があると認めるときは、理事長（理事長に事故等があるときは副理事長）に対し、理事会の招集を請求することができる。
3. 監事は、当法人の業務の適正かつ合理的な運営のため必要があると認めるときは、理事会又は理事に対し、意見を述べることができる。

(差止請求)

第8条 監事は、理事等が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事等に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(理事等からの報告への対応)

第9条 監事は、理事等から、理事等が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 監事は、理事等、他の監事その他当法人の利害関係者から、内部通報規程第3条第1項に定める通報、申告又は相談を受けた場合は、同規程に基づく対応を行う。

(会計方針等に関する意見)

第10条 監事は、理事会又は理事が会計方針及び財務諸表等の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告を求めることができる。

2. 監事は、会計方針及び財務諸表等の記載方法について疑義又は意見があるときは、理事会又は理事に意見を述べるすることができる。

(決算書類の監査)

第11条 監事は、定款第44条第1項の規定に基づき、理事長から事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録その他の決算書類を受領したときは、当該書類について監査し、意見があるときはこれを付さなければならない。

(監査報告)

第12条 監事は、第5条及び前条の監査結果に基づき、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。また、監事の間で異なる意見がある場合には、各意見を監査報告書に記載する。

2. 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、監事全員が記名する。

3. 監事は前2項の規定により作成した監査報告書を、理事長に提出する。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、監事全員の同意により行い、これを理事会に報告する。

附則

1 本規程は、令和6年11月30日から施行する（令和6年11月30日監事全員の同意）。